

# 令和8年度市・県民税申告の手引き

## 1 所得金額（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）

所得の種類	説明		
① 営業等	販売業、製造業、修理業、建設業、サービス業など、いわゆる営業から生じる所得のほか、外交員、大工、左官、木工士、個人教授、画家などの自由職業や漁業などの事業から生じる所得です。 ※収支内訳書を添付してください。		
② 農業	一般農作物・果樹・花・酪農品などの生産、農家が兼営する家畜、家きんなどの飼育から生じる所得です。 ※収支内訳書を添付してください。		
③ 不動産	地代、家賃、賃貸代、権利金または船舶、航空機の貸付などから生じる所得です。 ※収支内訳書を添付してください。		
④ 利子	公社債および預貯金の利子、公社債投資信託、合同運用信託の収益の分配による所得です。		
⑤ 配当	株式の配当、剰余金の分配などの所得です。（上場株式等の配当で源泉徴収済のものについては原則申告不要ですが、申告された場合は扶養判定や国民健康保険料等の算定に影響がありますのでご注意ください）		
⑥ 給与	対象は給料、俸給、賃金、賞与などの所得です。下表のとおり所得を算出します。		
	給与収入金額(A)	給与所得控除額	
	1,900,000円以下	65万円	
	※1,900,001円以上 3,600,000円以下	(A) × 30% + 8万円	
	※3,600,001円以上 6,600,000円以下	(A) × 20% + 44万円	
	6,600,001円以上 8,500,000円以下	(A) × 10% + 110万円	
	8,500,001円以上	195万円	
⑦ 公的年金等	対象、算出法は下表のとおりです。 (ア) 各種社会保険制度に基づく年金、適格退職契約に基づいて支給される退職年金 (イ) 恩給(一時恩給以外)および過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金  (a) 所得金額=収入金額計×割合一控除額 (b) 他の所得が1,000万円超 2,000万円以下の場合は10万円、2,000万円超の場合は20万円を控除額から引いた金額。		
⑧ 業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得です。		
⑨ その他	個人年金や原稿料、印税などで他の所得にあてはまらない所得です。		
⑪ 総合譲渡	資産(船舶・機械・漁業権・貴金属など)の譲渡などによる所得です。(土地、建物等を譲渡した場合は、分離課税になります)「特別控除額」は通常50万円です。		
一時	生命保険の一時金、賞金、懸賞、当選金、遺失物の拾得による報労金などの一時的な性質を持っている所得です。「特別控除額」は通常50万円です。		

## 2 所得控除(その1)

控除の種類	説明				
⑬ 社会保険料控除	健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料、各種共済掛金など。支払った掛金を全額控除します。 ※年金から特別徴収されている保険料については、引き去りされた方の社会保険料控除としてのみ申告することができます。				
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	中小企業事業団に支払った第一種共済掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金等、支払った掛金を全額控除します。				
⑮ 生命保険料控除	生命保険契約、簡易保険契約、郵便年金契約、農業協同組合等の生命保険契約です。 (ア) 一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料は、それぞれ下の計算式により計算した控除額の合計額です(合計限度額70,000円)。 (イ) 一般生命保険料または個人年金保険料は、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記の計算式により計算した控除額の合計額 (新旧契約双方の計限度額28,000円)。 【新契約】平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 【旧契約】平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 【生命保険料控除の計算式】介護医療保険料は新契約の計算式です。				
	5,000円超 15,000円以下	旧契約			
	支払金額(A)	計算式	支払金額(B)		
	12,000円以下	全額	15,000円以下		
	12,000円超 32,000円以下	(A) ÷ 2 + 6,000円	15,000円超 40,000円以下		
	32,000円超 56,000円以下	(A) ÷ 4 + 14,000円	40,000円超 70,000円以下		
	56,000円超	28,000円	70,000円超		
			35,000円		
⑯ 地震保険料控除	住宅や家財などの生活資産の地震保険料や平成18年末までに締結した長期損害保険契約です(満期返戻金があり、契約期間が10年以上のもの)。下記の計算式により控除額を計算します。地震保険料と旧長期損害保険料と両方ある場合は、それぞれ求めた金額の合計額です(合計限度額25,000円)。				
	【地震保険料の場合】				
	支払金額(A)	計算式			
	50,000円以下	(A) ÷ 2			
	50,000円超	25,000円			
⑰ 寡婦控除	【旧長期損害保険料の場合】				
	支払金額(B)	計算式			
	5,000円以下	全額			
	5,000円超 15,000円以下	(B) ÷ 2 + 2,500円			
	15,000円超	10,000円			
⑱ ひとり親控除	下記の要件のいずれかに該当する方				
	(ア) 夫と離婚後に再婚しておらず、扶養親族がおり合計所得金額が500万円以下の方 (イ) 夫と死別後、再婚していない女性や、夫の生死の明らかでない女性で合計所得金額が500万円以下の方				
		控除額			
		26万円			
⑲ 勤労学生控除	下記の要件全てに該当する方				
	(ア) 合計所得金額が500万円以下 (イ) ひとり親で生計を一にする総所得金額等が58万円以下の子あり (ウ) 「住民票上の世帯に未届の妻(夫)にあたる続柄の記載がない				
		控除額			
		30万円			
⑳ 障害者控除	本人の所得が85万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の方				
	(ア) 学校教育法第1条に規定する学生 (イ) 国、地方公共団体、または学校法人等の設置した各種学校の生徒等				
		控除額			
		26万円			
	(ア) 本人が障害者 (イ) 同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)(※1)及び扶養親族のうち障害者がいる場合は、下記の控除額に23万円を加算した額				
	障害者の区分				
	特別障害者	身体上の障害の程度が1、2級の方、ねたきり老人で特に複雑な介護を受ける方、重度の知的障害者など			
	その他障害者	上記以外の障害者			
		控除額			
		30万円			
		26万円			

## 2 所得控除(その2)

控除の種類	説明							
同一生計配偶者がいる場合で、所得者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方は下記の控除額が適用されます。※所得者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は上記の控除額は適用されません。								
区分								
老人控除対象 配偶者	70歳以上の配偶者 (昭和31年1月1日以前に生まれた方)	38万円	26万円	13万円				
一般配偶者	上記以外の配偶者	33万円	22万円	11万円				
本人の合計所得金額に応じて、生計を一にする配偶者(内縁関係を除く)がいる場合、配偶者の合計所得金額が58万円を超える133万円以下の方。※所得者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は下記の控除額は適用されません。								
区分								
配偶者の合計所得金額	所得者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下				
58万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円				
100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円				
105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円				
110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円				
115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円				
120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円				
125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円				
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円				
生計を一にしている配偶者以外の親族で前年中の合計所得金額58万円以下の方								
区分								
特定扶養親族 (平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方)				45万円				
老人扶養親族 (昭和31年1月1日以前に生まれた方)				38万円				
同居老親等 老人扶養のうち本人または配偶者の直系尊属で同居している方				45万円				
一般扶養親族 ・16歳以上19歳未満の方 (平成19年1月2日から平成22年1月1日までに生まれた方) ・23歳以上70歳未満の方 (昭和31年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた方)				33万円				
生計を一にしている特定扶養親族で前年中の合計所得金額58万円超の方								
区分								
	特定親族の合計所得金額		控除額					
1	58万円超 85万円以下		45万円					
2	85万円超 90万円以下		45万円					
3	90万円超 95万円以下		45万円					
4	95万円超 100万円以下		41万円					
5	100万円超 105万円以下		31万円					
6	105万円超 110万円以下		21万円					
7	110万円超 115万円以下		11万円					
8	115万円超 120万円以下		6万円					
9	120万円超 123万円以下		3万円					
合計所得金額								
2,400万円以下								
2,400万円超 2,450万円以下								
2,450万円超 2,500万円以下								
2,500万円超								
災害、盗難、横領により住宅家財等の資産が損害を受けたとき。下記のうち、いざれか多い方の金額。 (ア) [損害金額 - 保険金で補てんされる金額] - [総所得金額等 × 10%] (イ) 災害関連支出の金額 - 5万円								

②	医療費控除	区分		控除額	
		(ア) 従来の医療費控除 (限度額200万円)		医師に支払った診察代や治療費、病気のための医薬品の購入等で支払った費用。	
		(イ) セルフメディケーション税制 (限度額88,000円)		健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方がスイッチOTC医薬品の購入で支払った費用。	
上記(ア)、(イ)のいざれか多い方の金額。			{医療費 - 保険金などで補填される金額} -[総所得金額等の5%又は10万円の少ない方]		
※1: 同一生計配偶者…生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が58万円以下である配偶者(内縁関係は除く)。 控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である所得者(納税義務者)の配偶者。					
※2: 16歳未満(平成22年1月2日以降生まれの方)の扶養親族については、所得控除対象としての扶養ではなくなりましたが、非課税限度額の算定においては扶養親族となりますので、必ず申告を忘れないようにしてください。					

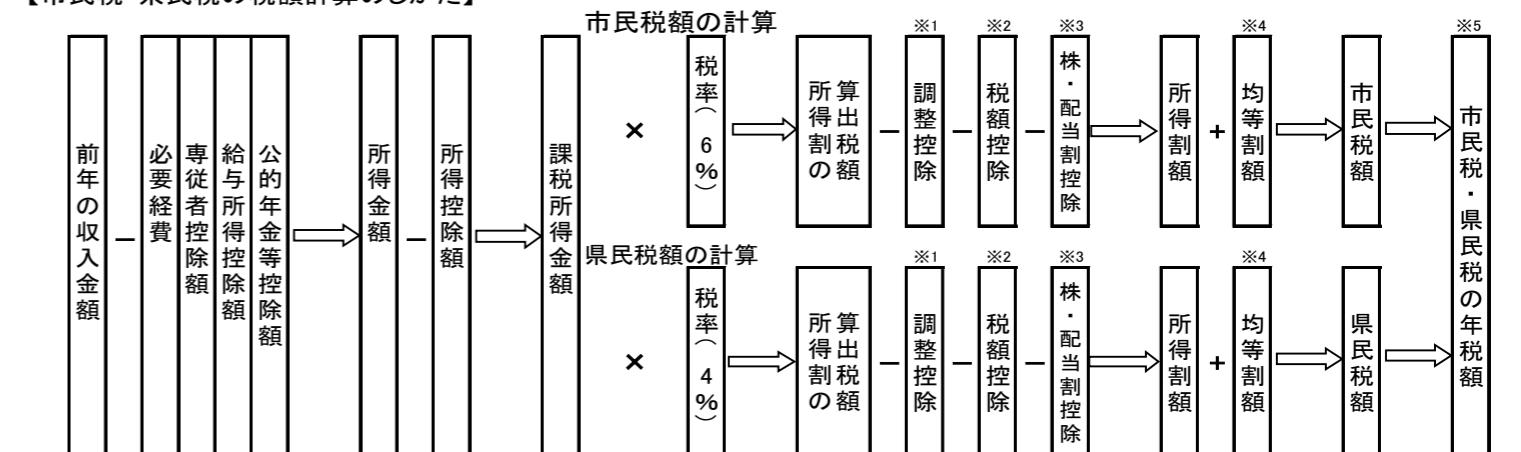
## 3 所得金額調整控除

区分	控除額
給与収入が850万円超で23歳未満の扶養親族又は特別障害控除を適用している方	(収入金額(1,000万円上限) - 850万円) × 10%
給与所得と年金所得があり、合計額が10万円超の方	給与所得十年金所得(各所得10万円上限) - 10万円

## 4 税額控除(寄附金税額控除)

- 【対象となる寄附金】  
 (ア) 都道府県、市区町村  
 (イ) 共同募金会、日本赤十字社(賦課期日現在の住所地のもの)  
 (ウ) 防府市又は山口県が条例により指定する法人・団体等  
 ※ 寄附金税額控除の適用下限額は2,000円です。  
 ※ 申告をされる場合は、申告書裏面「14 寄附金に関する事項」の該当する欄に記入してください。

### 【市民税・県民税の税額計算のしかた】



- ※1 調整控除…申告者の基礎控除や扶養控除等の適用状況に応じて住民税と所得税の控除の差による負担増を調整します。  
 ※2 税額控除…配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除・住宅借入金等特別控除  
 ※3 株・配当割控除…源泉徴収済の配当・株式譲渡所得・特定公社債等を申告された場合、所得割から源泉徴収された住民税額を差し引きます。なお、差し引くことができなかった金額がある場合は、市民税・県民税の年税額決定後、それに充当または還付します。  
 ※4 均等割額…一定の金額を超える所得がある方に、一律に負担していただく税額です。  
 ※5 平成31年に設立した「森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律」に基づき、R6年度から、森林環境税(国税)が課税されます。(年税額1,000円)

## 5 非課税限度額

人数 (本人を含む)	均等割 (合計所得)	所得割 (総所得)	森林環境税 (合計所得)
1人	42万円	45万円	41.5万円
2人	93万円	112万円	91.9万円
3人	125万円	147万円	123.4万円
4人	157万円	182万円	154.9万円

障害者・寡婦・ひとり親・未成年者 = 135万円以下(合計所得金額)  
 [給与収入=2,043,999円以下 年金収入(65歳未満)2,166,667円以下]  
 <均等割>「合計所得金額」※本人のみの方は42万円以下  
 32万円 × (本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数) + 29万円以下  
 <所得割>「総所得金額等」※本人のみの方は45万円以下  
 35万円 × (本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数) + 42万円以下  
 <森林環境税>「合計所得金額」※本人のみの方は41.5万円以下  
 31.5万円 × (本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計数) + 28.9万円以下